

宮小路町市営住宅跡地等整備構想(案)

1. 現況

佐倉城跡には、天守閣跡、空堀など城の遺構が多数残されており、樹齢約400年の「夫婦モッコク」（千葉県指定天然記念物）をはじめ、シイ、カシ、モミジなどの大木がいたる所にある、緑多き歴史公園として整備されています。

また、この佐倉城址公園には、「姥が池」や茶室「三逕亭」などがあり、桜や牡丹、梅、菖蒲など四季折々の花が楽しめる場所として一年を通じて多くの人を訪れ、隣接する国立歴史民俗博物館とともに、歴史文化のまち佐倉のシンボルとなっています。

過去に行われた専門家による検討の結果では、往時の佐倉城の規模がわかるように、大手門までの区域を城跡として復元すべきであるとの意見が出されていますが、大手門周辺は、市営住宅、県営住宅が置かれていたことから、佐倉城址公園の区域には含まれていません。

市営住宅は平成17年度に廃止・解体されており、その後、跡地東側の一部は国民体育大会時に市民体育館駐車場として整備され、財産管理区分上も駐車場用地として所管換えをされています。また、県営住宅より南側と西側部分については、更地のまま未利用の状況が続いています。

本年度、県営住宅が廃止・解体されることとなり、県営住宅跡地を含めた一体利用の可能性を検討できる状況となりました。

2. 基本方針

- (1) 市営住宅跡地のうち、東側の市民体育館に隣接する区域は、今後も市民体育館駐車場として利用することとします。
- (2) 市民体育館駐車場として整備する区域以外の市営住宅跡及び県営住宅跡地は、新たに佐倉城址公園に加えることとし、都市公園として都市計画決定を行います。
- (3) 県営住宅跡地については、都市公園としての利用を前提に、所有者である国に対して借用又は譲渡を要望します。
- (4) 佐倉城址公園に加える区域（以下「公園整備区域」という。）内の空堀、土塁跡を当時の佐倉城の様子を彷彿できるように修景します。
- (5) 城下町佐倉400年記念事業の一環として、公園整備区域内の大手門跡地において学術発掘調査を実施し、その結果に基づき、門のあった位置等

がわかるように遺構の展示を行います。

- (6) 空堀、土塁、大手門跡を除く公園整備区域は、芝生広場として整備し、各種イベント等の利用に供します。また、地域防災計画に基づき、災害発生時には物資供給拠点として利用します。
- (7) 公園整備区域内を通る市道 1—26 号線は、公園園路として区域東側に付け替えを行い、自転車・歩行者が通行できるようその機能を確保します。
- (8) 体育館駐車場、公園、市道等について、利用用途に応じた所管換え等の整理を行います。

3. 留意事項

整備後、イベント広場及び市民体育館はともに機能の相互補完ができるように配慮した運営を行います。

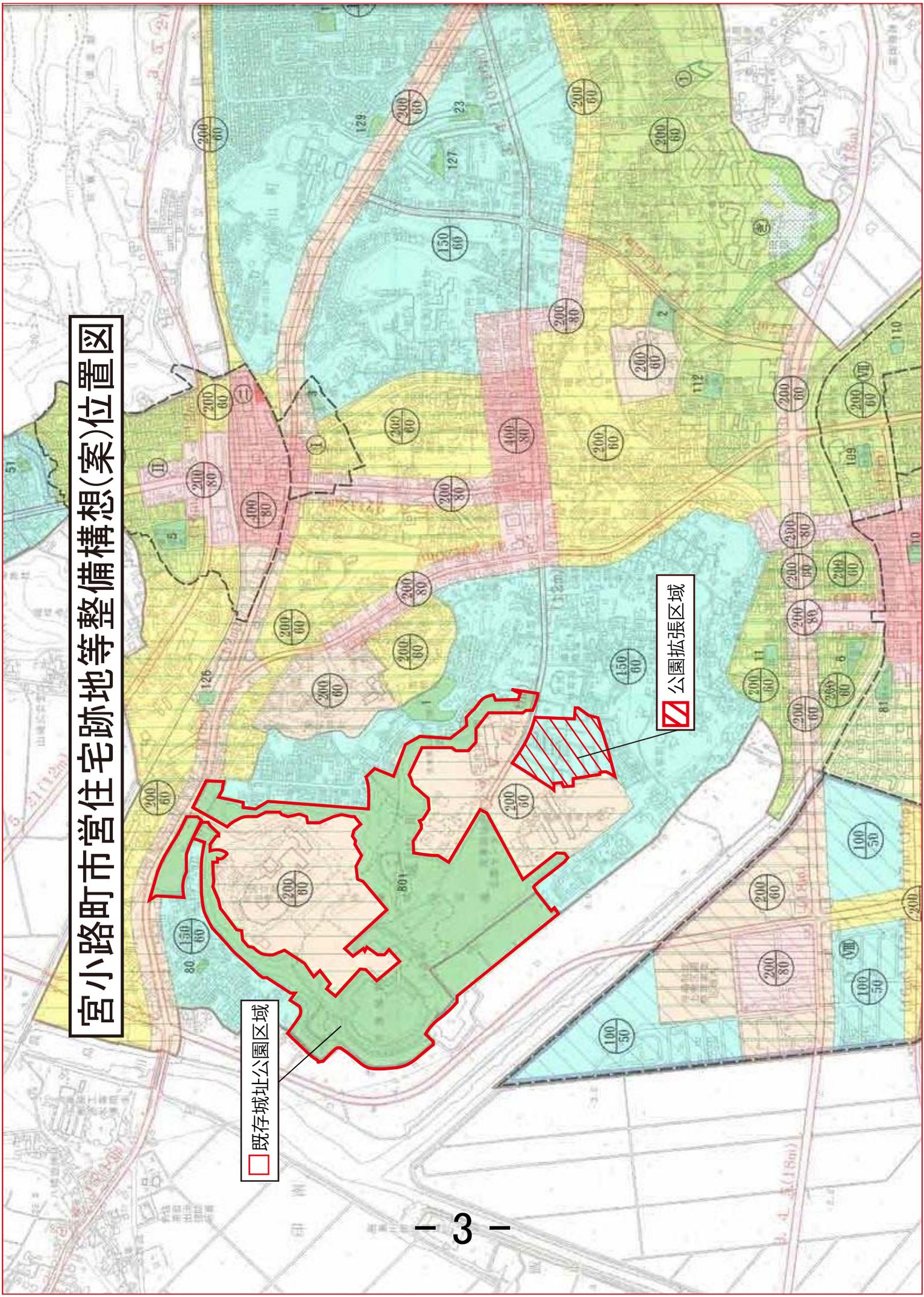
4. 概算事業費

約 1 億円(公園整備費、文化財調査費、遺構展示費を含み、用地費は除く)

宮小路町市営住宅跡地等整備構想(案)位置図

□ 既存城北公園区域

▨ 公園拡張区域



宮小路町市営住宅跡地等整備構想(案)

